

議案第10号

木津川市歴史文化基本構想策定委員会条例の制定について

木津川市歴史文化基本構想策定委員会条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月21日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

木津川市における文化財を指定又は未指定に関わらず幅広くとらえ、適正に保存し、及び活用するための木津川市歴史文化基本構想を策定するため、策定委員会を設置するものです。

木津川市条例第 号

木津川市歴史文化基本構想策定委員会条例（案）

（設置）

第1条 木津川市における文化財を指定又は未指定に関わらず幅広くとらえ、適正に保存し、及び活用するための木津川市歴史文化基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、木津川市歴史文化基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1） 基本構想の策定に関する事項
- （2） その他前条に規定する設置目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 文化財学識経験者
- （2） 文化財に関係する団体の者
- （3） 観光振興関係者
- （4） 市民
- （5） その他教育委員会が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、基本構想の策定に関する事項についての審議が終了するまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由が生じた場合は、委員の委嘱を解くことができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化財保護担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会の会議は、教育長が招集する。

(失効)

3 この条例は、木津川市歴史文化基本構想を策定した日に、その効力を失う。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 1 0 号 木津川市歴史文化基本構想策定委員会条例の制定		
担 当 課	文化財保護課 文化財保護係		
提 案 事 項 の 概 要 等 (必要性、効果等)	木津川市内における文化財を適正に保存し、及び活用するための木津川市歴史文化基本構想を策定するため、文化財学識経験者、文化財に関係する団体の者、観光振興関係者、市民などからなる木津川市歴史文化基本構想策定委員会を設置するものです。 平成 3 1 年度から平成 3 3 年度の 3 ヶ年で委員会の意見を取りまとめて構想を策定します。歴史文化基本構想の策定作業を踏まえて、文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）に記された文化財保存活用地域計画を策定につなげます。		
提案に至るまでの経緯	・平成 3 0 年度から 4 ヶ年事業として木津川市歴史文化基本構想策定事業に着手。 ・3 0 年度は、事前調査及び山城町域での悉皆調査を実施。 ・平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日 教育委員会事前審議 ・平成 3 1 年 1 月 1 6 日 政策会議 ・平成 3 1 年 1 月 3 1 日 教育委員会		
市 民 参 加 の 状 況	☒有 ☐無 公募分を含めて数名の委員を市民から選出		
市総合計画の位置付け	基 本 方 針	1 個性を活かした魅力ある地域文化の創造	
	施 策 目 標	(1) 歴史・文化の保全・活用	
	施 策	1 歴史・文化の保全・活用	
	施策の実現に向けた主な取組み	①歴史的文化的遺産の保全と活用	
	主な事業等	歴史的文化的遺産を活用した散策環境づくり	
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	☐ 単年度 (年度) ☒ 複数年 (3 年度)		
	6 5 7 千円 (委員会の運営に伴う経費)		
将来にわたる効果及び経費の状況	歴史文化基本構想の策定後、平成 3 1 年 4 月 1 日に施行される文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 4 2 号）により規定された文化財保存活用地域計画を策定し、国の補助を得て文化財を活用した観光施策、地域振興施策の推進を図ります。観光施策、地域振興施策に係るソフト事業、ハード事業の実施に当たっては、市負担分について一般補助施設等事業債及び地域活性化事業債を利用できます。 なお、歴史文化基本構想の策定事業については、事業のほぼ全額（一部の賃金等を除く。）が国の補助の対象になります。		